

介護保険料の算定について

介護保険料の算定基礎は「前年の所得」で、所得に応じて次のように11段階に分けられています。

年末調整や確定申告により、前年の所得が確定するのが6月になりますので、4、6月は仮徴収、確定した所得を基に7月に本算定を行い、8、10、12、2月で調整を行います。（※割り切れなかった分は8月分で調整しますので、残りの納付月より高くなる場合があります。）

なお、前年において、次のような変動があった場合は「所得段階が変更になり、保険料が増加する」こととなります。

1. 土地・家などの不動産売買があった（収用法の適用がない売買など）
2. 給料があがった、複数の給与収入があった
3. 扶養・障害者控除などに変動があったことにより、「非課税」から「住民税均等割」を納付することになった（住民税課税となった）
4. 同一世帯の家族が課税されていて「課税世帯」となった
5. 申告をしていない（申告がない場合は、所得段階3が適用されます）

※7月に送付しました介護保険料納入通知書で、介護保険料が増加している場合は、前年の所得をご確認ください。

令和元年度の保険料は次のようになります

所得段階	対象者		保険料 (円/年額)
第1段階	生活保護受給者の人 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		32,800
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以上120万円以下の人	54,700
第3段階		120万円以上の人	63,500
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人は住民税非課税で、 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の人	78,800
第5段階		80万円以上の人【基準額】	87,600
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の人	105,100
第7段階		120万円以上200万円未満の人	113,800
第8段階		200万円以上300万円未満の人	131,400
第9段階		300万円以上400万円未満の人	148,900
第10段階		400万円以上700万円未満の人	153,300
第11段階		700万円以上の人	166,400

〈問い合わせ〉健康推進課 介護保険係 TEL (67) 2704